

自治公民館備品整備補助事業について

本事業は、自治公民館の活動に必要な備品整備（購入）に要する経費について補助金を交付する事業です。その経費が10万円以上のものが補助対象で、自治公民館を持たない組織（青空公民館）も対象となります。

令和3年度の申請を希望される場合は、6月1日（火）～6月7日（月）までに各地域事務所、地域センター、総合支所（地域市民福祉課）に下記書類をご提出ください。

※補助の交付を希望する自治公民館組織が多い場合は、市で抽選会を実施しますので、改めてお知らせします。

1. 提出書類等

- (1) 参考見積書（1社）、カタログ
- (2) 自治公民館長の個人の印鑑をご持参ください。

2. 補助額

- (1) 下記備品の購入費用に対して40/100を乗じた額。（千円未満切捨）
- (2) 補助金の上限額：10万円

3. 補助の対象となる備品

補助対象は、次に掲げる比較的長期間の使用又は保存に耐え得るもので、1個又は1組あたり5,000円（消費税込）以上の備品です。

- 机 ○椅子 ○机・椅子収納器具
- マイク・アンプ・スピーカー・マイクスタンド（屋内で使用する物に限る）
- ホワイトボード ○屋外掲示板（自治公民館の敷地内に設置するもの）
- カーテン・ブラインド類
- 物置・収納庫類（建築基準法に適合していること）
- 石油ストーブ ○テント ○据え置きガスコンロ（ガステーブル）
- 調理器具 ○炊飯器 ○食器棚 ○冷蔵庫 ○電子レンジ
- カーテンレール ○暗幕 ○映写幕 ○映写用プロジェクター
- オーバーヘッドプロジェクター ○書架 ○収納家具 ○講演台
- 掃除機 ○消火器 ○台車 ○草刈機 ○テレビ ○録画再生機
- 拡声器 ○複写機 ○パソコン ○プリンター ○AED ○棚
- センサーライト（自治公民館玄関出入口用。センサーが人の動きを検知し、自動で点灯するもの）（ソーラー式や乾電池式であり、配線不要なもの）

※次の各号に該当する場合は本補助金を受けることができません。

- (1) 過去に本補助金の交付を受けている場合
- (2) 場外車券売場周辺環境整備事業補助金及び場外舟券売場周辺環境整備事業補助金の対象となる地域である場合
- (3) 過去3年以内に、一般財団法人自治総合センターが行う一般コミュニティ助成事業の助成金の交付を受けている場合
- (4) 当該補助の対象となる事業に対し、他に公的な補助金を受けている場合

《問合せ先》

〒880-8505 宮崎市橘通西一丁目1番1号

宮崎市 地域コミュニティ課 地域自治係

TEL 21-1714 FAX 22-0200

E-mail O1suisin@city.miyazaki.miyazaki.jp